

※コピーをしてお使いください。

## 登園届 (保護者記入)

瀬川保育園 園長殿

組 児童名

( 年 月 日 生)

(病名) 該当疾患に☑をお願いします。

<input type="checkbox"/>	風疹	<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)	<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱(プール熱)/アデノウイルス	<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑 (りんご病)
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ	<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症	<input type="checkbox"/>	突発性発疹
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症	<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳	<input type="checkbox"/>	髄膜炎菌性髄膜炎
<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎	<input type="checkbox"/>	その他病名 ( )

年 月 日、医療機関名【 】にて、上記と診断されました。

病状が回復し、保育園での集団生活に支障がないと思われますので、年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名

### ※保護者の皆様へ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症については、かかりつけ医の診断のもと、感染しやすい期間、登園のめやすを確認して、登園の判断をしてください。登園を再開する際にはこの『登園届』を保育園に提出してください。職員とお子さんの様子を確認し、集団保育が可能かどうかを判断させていただきます。必ず手渡しをお願いします。

《医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症》

病名	感染しやすい期間（※）	登園の目安
風疹	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良くなっていること
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス	発熱、充血などの症状が出現した数日間	主な症状が消失した後、2日経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日経過し、かつ解熱後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症前から発症後5日（～10日）	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有な咳が消失していること、または5日間の適正な抗菌薬による治療を終了していること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24時間～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	解熱後1日以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事ができること
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノなど）	症状のある間と症状消失後1週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事ができること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	—	解熱後1日以上経過し、全身状態が良く機嫌が良いこと
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

2024年4月改訂

◎上記に該当する病気の場合は、**登園届を提出して下さい。**

◎伝染性膿痂疹（とびひ）、アタマジラミについては別紙書類を提出して下さい。